

一般社団法人日本ボッチャ協会
役員の定年に関する規程

一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「当協会」という。）は、当協会の役員の任期及び定年について、以下のとおり定めるものとする。

（役員の定年）

第1条 役員（理事および監事をいう。以下同じ。）は、その就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

2 任期中に満70歳となった役員の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

3 前2項の規定は、外部理事については適用しないものとする。

（理事の定年の例外）

第2条 前条にかかわらず、外部理事でない理事について、特別な事情がある場合には、社員総会の決議により、外部理事を含む理事の総数のうち2名以内に限り、満70歳以上であっても就任または再任を認めることができる。なお、満70歳以上で役員に就任することとなった役員の任期については、当該任期の満了する時までとする。

（本規程の改廃）

第3条 本規程は、社員総会の決議により改廃することができる。

（適用範囲）

第4条 本規程は、当協会の加盟団体には適用しない。

（附則）

本規程は、令和3年7月20日から施行する。